

Part II

運輸安全マネジメント対象業界における 飲酒関連規制と検知器の関係



0.15mg/L

0.09mg/L

0.00mg/L

どれが、安全？



どれが、厳しい？



交通モード間 規制・基準ゆらぎ（アルコールチェック対象者）

自動車	航空	鉄道	海運	一般企業
社長	社長	社長	社長	社長
専務	専務	専務	社長	専務
常務	常務	常務	専務	常務
役員	役員	役員	常務	役員
一般職管理者	一般職管理者	一般職管理者	一般職管理者	一般職管理者
一般社員	一般社員	一般社員	一般社員	一般社員
アルバイト	アルバイト	アルバイト	アルバイト	アルバイト
派遣社員・委託先	派遣社員・委託先	派遣社員・委託先	派遣社員・委託先	派遣社員・委託先
安全統括管理者	安全統括管理者	安全統括管理者	安全統括管理者	
センター長	航空管制官、航空交通管理管制官、航空管制 運航情報官、航空管制通信官	運輸指令所		
営業所長	運航統括責任者		船長	
運行管理者	運航管理者・担当者・補助者	運転管理者	運航管理者	安全運転管理者
運行管理補助者	操縦士・航空機乗組員	車掌	機関長	副安全運転管理者
乗務員	客室乗務員			
運転者	操縦士	動力操縦者	船員・航海士・機関士	社用車使用者
整備管理者			機関長	
整備士	整備従事者	鉄道建設・保線・整備	通信士	営業社員
	設計従事者			

平成30年 全国の飲酒運転事故件数

平成30年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00130002&tstat=000001027458&cycle=7&year=20180&month=0>
平成30年中の交通事故死者数について
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00130002&tstat=000001032793&cycle=7&year=20180&month=0>
平成30年中の交通事故の発生状況
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00130002&tstat=000001027457&cycle=7&year=20180&month=0>

飲酒
死亡事故

198件
(-3件)

飲酒事故

3,355件
(-227件)

飲酒運転違反

26,602件
(-593件)

まあ、だいじょぶだろ…

今まで平気だったし…

警察いねーだろ…

おれ運転うまいし…

この時間だったら…

うちすぐソコだし…

タクシー代きついなあ…

飲酒運転潜在数は、10万人？20万人？ それは誰も知らない…（本人だけが知っている）

プロドライバー VS 一般人

飲酒運転が多いのはどっち？

1.4%

3582件

飲酒事故100件のうち、1.4件が運輸事業

49件

一般人

プロドライバー

H29年度

飲酒運転が多いのは？（業種）

バスドライバー

VS

トラックドライバー

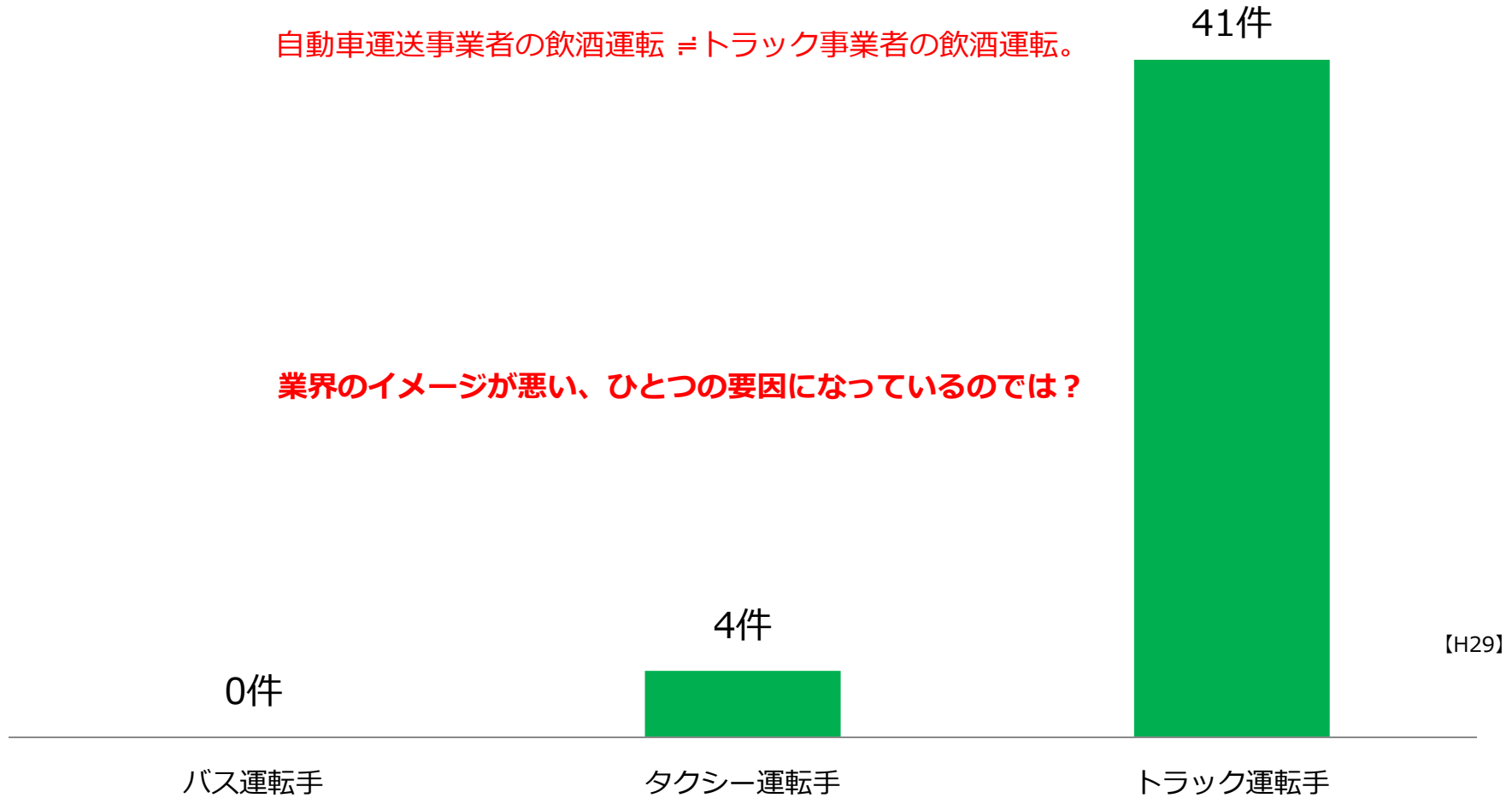
VS

タクシードライバー

残念な、事実。

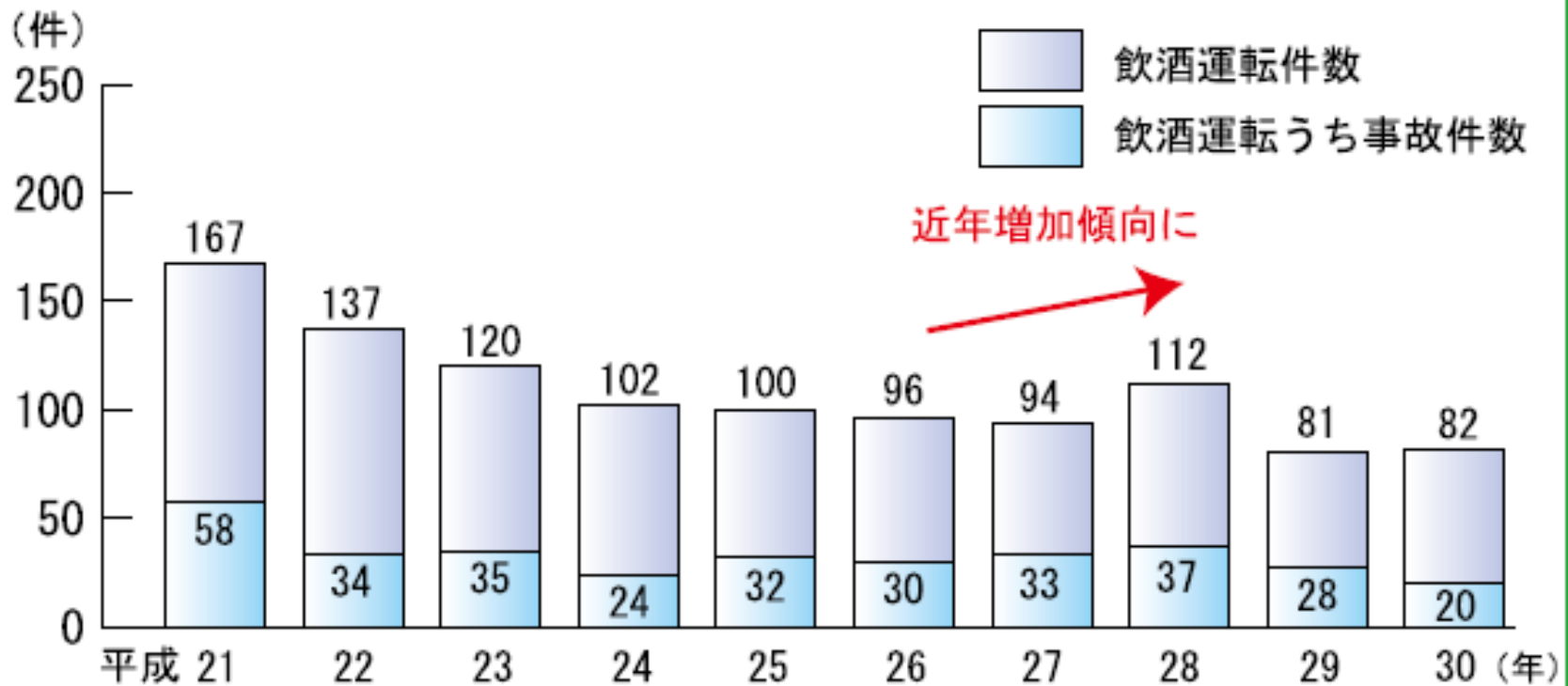
自動車運送事業者の飲酒運転 = トラック事業者の飲酒運転。

業界のイメージが悪い、ひとつの要因になっているのでは？



トラック、ひどい状況

図1 事業用トラック飲酒運転及び事故件数の推移



http://www.jta.or.jp/member/pf_kotsuanzen/inshuunten_boushi_1909.pdf

アルコール検知器義務から、6年後

- 当該運転者が、片側2車線の第1通行帯を走行中、標識灯の黄色の点滅灯火を工事規制の灯火であると誤認し、右後方の安全確認を行うことなく漫然と第2通行帯に進路変更をしたため、同車両を追い抜こうとしていたタクシーに気付かずに衝突した。
- 同運転者は、事故前に乗船していたフェリー内で焼酎を飲み、フェリーを下船する際には点呼を受けることもアルコール検知器で検査をすることもせずに運転を開始した。このため事故時においては、著しく注意力、判断力が低下していた。
- 同事業者の運転者の間では、フェリー乗船中の飲酒が常態化していた。この慣習は長らく同事業者の運転者の中でまん延していたものであり、その廃止を進言したり会社に報告したりする者のいないまま、継続されてきたものと考えられる。
- 同事業者の社内規程において、飲酒運転惹起者又は検挙された者は、懲戒解雇とする規定を設けていたことや、毎月実施している職場内教育時に飲酒運転防止の指導を実施していたが、その一方で、フェリー下船時の点呼が行われていなかったことやアルコール検知が行われていなかったこと、フェリー内での飲酒の正確な情報を把握していなかったことなど、飲酒運転の抑制に関しての運行管理が形骸化していた。このようなことから、同事業者内では長期間にわたり遵法精神を欠いた運転者間での行動が放置されていたことが、このような飲酒運転による重大事故につながったものと考えられる。

ふせげなかったのか？

表6 フェリー内での飲酒実態調査結果（当該事業者調べ）

	運転者数	フェリーでの飲酒の有無		平成29年中の飲酒回数				飲酒量				酒の種類			
		有	無	毎回・ほぼ毎回	3回に一回	2～3カ月前	なし	ビール 500ml 1～2本	焼酎 1～2合	ビール 350ml 1～2本	なし	ビール	焼酎	チューハイ	なし
計	24	20	4	15	2	3	4	8	7	5	4	9	7	4	4

飲酒人数			飲酒場所				飲酒禁止の就業規則を知っていたか		飲酒者に注意したことはあるか		飲酒禁止の指導を受けたことはあるか		飲酒していることを報告したことはあるか		飲酒禁止の指導は誰から受けたか
2人～4人	1人	なし	レストラン	テレビ室	個室	なし	知っていた	知らなかった	有	無	有	無	有	無	管理職
18	2	4	20	2	0	2	24	0	6	18	24	0	0	24	24

どんな安全体制だったのか？

トラック酒気帯び現行犯事例

対面点呼は？

トラックの酒気帯び事故 11月17日（土）**午前5時15分頃、北海道の国道**において、**道内に営業所を置く**トラックが運行中、前の車両を追い越した際、対向車が走行してきたため元の車線に戻ったところ、追い越した車両と衝突した。また、対向車が当該トラックとの衝突を避けるためガードレールと接触した。この事故による負傷者はなし。事故後の警察による調べで、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出された模様。

酒気を帯びて、出社？ 出庫後に飲酒？

対面点呼は？

トラックの酒気帯び追突事故 9月11日（火） **午前7時20分**
頃、**茨城県の国道**において、**群馬県に営業所**を置くトラックが
運行中、前方の乗用車に追突し、追突された乗用車がさらに前方
の乗用車に追突する玉突き事故が発生した。この事故により、
追突された2台の乗用車の運転者が軽傷を負った。事故後の警察
の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出
されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯
逮捕された模様。

酒気を帯びて、出社？ 出庫後に飲酒？

遠隔地点呼は？

トラックの酒気帯び衝突事故 8月4日（土）**午後7時40分頃**、**茨城県**のコンビニエンスストア駐車場内において、**北海道に営業所**を置くトラックが運行中、車両を発進させた際、隣に停まっていたバスに接触した。この事故による負傷者はなし。事故後の警察による調べにより、当該トラック運転者の呼気から基準を超えるアルコールが検出されたため道路交通法違反（酒気帯び運転）の疑いで現行犯逮捕された模様

残酒？ 出発後に飲酒？

遠隔地点呼は？

- トラックの酒気帯び事故 5月20日（日）**午後2時05分**頃、**長野県の国道**において、**鹿児島県に営業所**を置くトラックが運行中、道路の合流地点で別の車両との接触事故を起こした。この事故による負傷者はなし。事故後の警察の調べにより、当該トラック運転者の呼気からアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の現行犯で逮捕された模様。

残酒？ 出発後に飲酒？

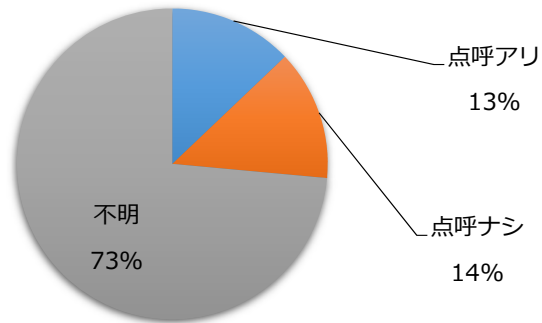
ほんの2年前

	H29年6月15日付 宮城運輸支局長による 宮城県内の事業者への通達
事案1	1月31日(火) 午後3時00分 頃、宮城県において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、商業施設駐車場の工事用フェンスに衝突した。事故後の警察の調べで、当該運転者の呼気からアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の疑いで逮捕された。運転者は午後1時30分頃、コンビニで 焼酎1本(220ml)を飲み、仮眠をとるつもりで1時間程休憩 していたが、大丈夫と思い運転を再開した模様。商業施設には休憩するため立ち寄ったとのこと。
事案2	2月4日(土) 午前5時30分 頃、宮城県の国道において、同県に営業所を置く大型トラックが運行中、信号無視により警察に停止を指示された。調べの際に警察官が酒臭を認めたことから、呼気検査を求めたところ、これを拒否したことから道路交通法違反(飲酒検知拒否)の疑いで逮捕された。運転者は午前1時30分頃、ドライブインにて 缶ビール1缶(350ml)を飲み、仮眠を取ろうとした が眠れず、1時間程経って運転を再開した模様。
事案3	4月26日(水) 午後4時05分 頃、山形県の市道において、岩手県に営業所を置く大型ダンプが運行中、住宅地で後退した際、道路脇のブロック塀に衝突し、そのまま立ち去った。通報により駆けつけた警察官による調べの際に、当該運転手の呼気からアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕された。運転者は午後2時30分頃、 昼食時にウォッカ1瓶375mlを200ml 程飲んでいた模様。
事案4	4月30日(日) 午前0時40分 頃、福島県の高速度道路において、宮城県に営業所を置くトラックが、前方を走行中のトラックに追突した。事故後の警察の調べで、当該運転者の呼気からアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の疑いで逮捕された。 運転者は29日の昼から午後6時頃まで焼酎水割りを7杯程飲み、車両のキャビン内にて眠ろうとした が、眠れなかったため午後10時30分頃運転を再開し事故に至った模様。
事案4	5月6日(土) 午後3時33分 頃、青森県の市道において、同県に営業所を置くトラック2両が運行中に、酒気帯び運転により検挙された。本件は、 当該運転者2名が食事中に飲酒をしているとの通報があり 、これを受けた警察官により検挙された。運転者2名は午後2時頃、飲食店においてそれぞれ缶ビール1(350ml)を飲んでいた模様。

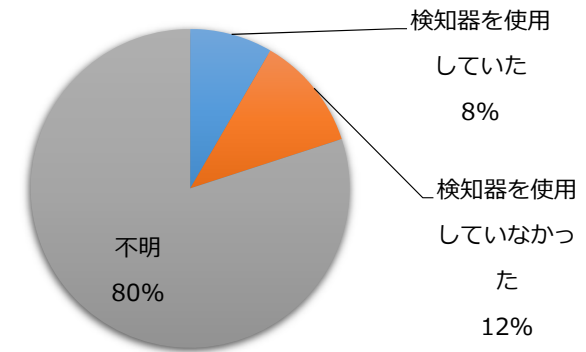
本人の悪意なのか？ 事業者の教育(指導監督)なのか？

不明 = 不都合な真実（無点呼、無人営業所）？

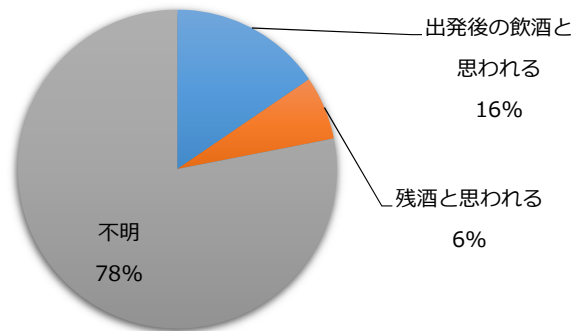
酒気帯び運転 155 例（点呼していたか？）



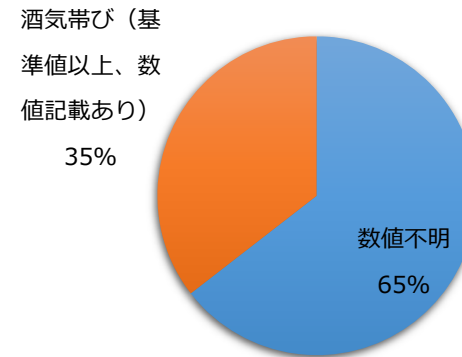
酒気帯び運転 155 例（検知器は使われたのか？）



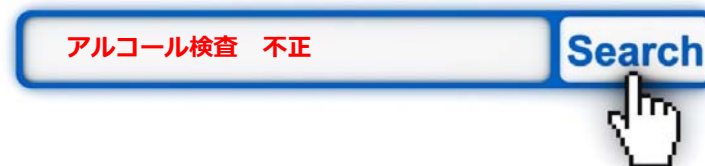
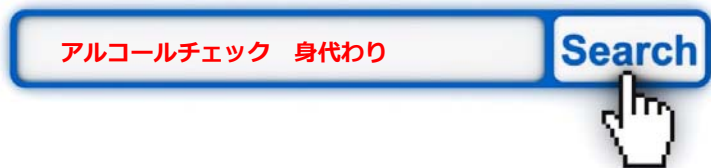
酒気帯び運転 155 例（二日酔いか？故意犯か？）



酒気帯び運転（検知数値は？）



アルコール検査すりぬけマニュアルの存在



誰でも 学べる♡

不正グッズ



不正・不適切アルコールチェック 行政処分

2. 検査

航空機乗組員等によるアルコール検査は以下に示す方法・機器により行うものとする。

(1) 検査方法

- a 航空機乗組員及び客室乗務員は一連の飛行^{*1}前後に、運航管理者、運航管理担当者及び運航管理補助者は航空機との通信に係る業務を実施する前に、整備従事者は整備作業開始前に、アルコール検知器を使用した検査を行うことにより、酒気帯びの有無を確認すること^{*2}。
- b 検査にあたり、不正(なりすまし、すり抜け等)を防止するため、原則アルコール検査に関し必要な教育を受け航空運送事業者又は認定事業場が適切と認めた第三者^{*3}が立会い^{*4}、検査が適切に行われていることを確認すること。
- c アルコール検査の結果(日時、便名(航空機乗組員及び客室乗務員に限る。)、測定者及び立会い者の氏名、数値など)についての記録を作成し、少なくとも一年間^{*5}保存すること。

なぜ、運輸安全業界で、飲酒問題が なくならないのか？

- ✓実は、一般企業でも同じでは？
- ✓お酒があるから？
- ✓お酒を、甘くみている？
- ✓お酒に関する知識不足？
- ✓罰則が甘すぎる？（例飲酒基準 0.09は、厳しいか甘いか？）
- ✓罰則が厳しい？（例会社規定 一発クビ→かばいあい）

空

表3 アルコールに係る不適切事案の発生件数の推移

年	件数		理由
H25	アルコール検査等で発覚	3件	アルコール検査で規定値を超過(3件)
	うち、遅延発生	0件	
H26	アルコール検査等で発覚	4件	アルコール検査で規定値を超過(4件)
	うち、遅延発生	1件	
H27	アルコール検査等で発覚	2件	アルコール検査で規定値を超過(2件)
	うち、遅延発生	1件	
H28	アルコール検査等で発覚	1件	前日の飲酒により公務執行妨害で逮捕
	うち、欠航発生	1件	
H29	アルコール検査等で発覚	14件	アルコール検査で規定値を超過(14件)
	うち、遅延発生	7件	
H30	アルコール検査等で発覚	17件	・アルコール検査で規定値を超過(16件) ・前日の飲酒による体調不良(1件)
	うち、遅延発生	13件	
H31	アルコール検査等で発覚	11件	・アルコール検査で規定値を超過(7件) ・乗務前検査を失念(4件)
	うち、遅延発生	3件	

表4 アルコールに係る不適切事案の航空会社別の発生件数の推移

年	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31※	合計
日本航空	0	0	0	1	11	10	0	22
日本エアコミューター	0	0	0	0	1	2	0	3
ジェイエア	0	0	0	0	1	2	1	4
全日本空輸	2	3	1	0	1	1	1	9
ANA ウイングス	0	0	1	0	0	1	1	3
エアージャパン	0	0	0	0	0	0	2	2
スターフライヤー	1	0	0	0	0	0	0	1
スカイマーク	0	1	0	0	0	1	0	2
AIRDO	0	0	0	0	0	0	2	2
エアアジアジャパン	0	0	0	0	0	0	1	1
アイベックスエアラインズ	0	0	0	0	0	0	1	1
フジドリームエアラインズ	0	0	0	0	0	0	1	1
新中央航空	0	0	0	0	0	0	1	1
計	3	4	2	1	14	17	11	52

※平成31年3月26日までの統計

表5 最近の主な飲酒に関する不適切な事案(操縦士)

発生日時	事案概要
H28.6.27 日本航空	副操縦士が宿泊地での飲酒の影響により、その場で同席していた機長や駆けつけた警察官に対し暴行を加え現行犯逮捕。翌日の乗務予定の運航便が欠航。当該副操縦士は、航空身体検査証明に付された条件(断酒の継続)に違反して、平成26年夏頃より飲酒を繰り返していた。
H30.10.2 全日本空輸	全日本空輸のバリ支店長兼ブリュッセル支店長(50代男性)が機内で酒に酔い、隣席の乗客にけがをさせた。その後同社より諭旨退職処分。
H30.10.24 ANA ウイングス	機長が、乗務前日の夜22時頃まで沖縄県石垣市内飲食店で飲酒し、翌日朝に体調不良により乗務不可の旨を自ら申し出たため、別の運航乗務員と交代することとなり、乗務予定であった5便に遅延が発生。
H30.10.28 日本航空	・JAL44便(ロンドン空港発-羽田空港着)に乗務予定だった日本航空の副操縦士が、乗務前の機内でロンドン警察が実施したアルコール検査(呼気)の結果、英国の鉄道運輸安全法に定められた規定値を超える疑いがありロンドン警察に拘束。 ・ロンドン警察による血液検査の結果、規定に違反。11月28日の裁判所において禁固10ヶ月の判決が下った。
H30.11.14 スカイマーク	SKY705便(羽田空港→新千歳空港)に乗務予定の機長が、乗務前のアルコール検査時に陽性反応があり、詳細に数値測定しようとしたが、アルコール検知器の取扱いが不慣れであり、数値測定ができなかった(基準値は0.15mg/ℓ以上)ことから、別の機長に交替して23分遅延。
H30.11.28 日本エアコミューター	JAC3741便(鹿児島→屋久島)に乗務予定の機長が、乗務前のアルコール検査で制限値(0.1mg/ℓ)を超えるアルコール濃度(0.2mg/ℓ)が確認されたため、別の機長に交代して当該便が1時間遅延。
H31.1.3 ANA ウイングス 平成31年1月3日	機長が、飲酒制限時間を超過して過度の飲酒をし、乗務前検査で陽性反応。事後も副操縦士と口裏合わせをして虚偽の説明をした。
H31.1.9 アイベックスエアラインズ	機長が、乗務前検査を失念して乗務(その後の検査でアルコールは検出されず)
H31.1.2 AIRDO	立入検査において、機長が乗務前日に飲酒制限時間を超過して飲酒し乗務したことが判明。さらに、当該機長が虚偽説明していたことも判明。
H31.1.14 AIRDO	機長、副操縦士及び訓練生の3名が乗務前検査を失念して乗務(その後の検査でアルコールは検出されず)
H31.1.21 新中央航空	副操縦士が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で基準値を超過
H31.2.1 エアージャパン	外国人副操縦士が、乗務前日の飲酒の影響により乗務前検査で基準値を超過

航空従事者の飲酒に関する基準について 平成31年4月9日 航空従事者の飲酒基準に関する検討会

<https://www.mlit.go.jp/common/001284926.pdf>

海

表1 飲酒に関する主な行政処分等の事例

処分等の内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
外航海運業（安全確保 命令：行政処分）	0件	0件	0件	1件
内航海運業（安全確保 命令：行政処分）	1件	0件	0件	0件
船員法（戒告：行政指 導）	1件	2件	2件	2件

貨物船については、毎年、飲酒を伴う事故が発生しており、特に、平成30年2月に広島県江田島沖において発生した油タンカーの防波堤等への衝突事故については、事故発生時に航海当直を行っていた乗組員が**酩酊状態**であったことから、船長等が内航海運業法（安全管理規程）違反等に問われ、送検されている。また、旅客船についても、平成30年末に米国グアム島において発生したクルーズ船の岸壁への接触事故について、**事故発生前の乗組員による飲酒**が明らかとなり、事故と飲酒の因果関係は確認されていないものの、多数の旅客を危険にさらし、海上輸送の安全に対する信頼を損なうこととなった。

鉄道

A社	B社	C社
運転士等が乗務員宿泊施設等において、乗務前夜に飲酒していたことから、乗務員の管理体制を検証し、再発防止対策を講じるよう警告	運転士が、 車掌のアルコール検査記録 を示し点呼を受け、列車に乗務したことから点呼の実施状況を検証し、運転士等の執務の厳正の確立するよう警告	平成24年9月30日、運転士が乗務点呼の際、一緒に乗務する車掌にアルコール検査の 身替わりを依頼し 、当該検査を受けずして列車を運転していたことに対し監査を実施
	身代わり	身代わり

アルコール検査対象者は、検知器をどれくらい理解しているか？ 問題

例：吹き込み方

例：精度について

例：飲食物系

例：個体差系

検知される可能性がある飲食物

パン・ケーキ類、炭酸ドリンク類、気味飲料、煙草、乳製品、発酵食品

測定前には必ず水でうがいをしましょう!

その他の場合
大変稀ですが、以下のような場合、数値を検出する可能性があります。
 ● 服用中の薬 ● 肝機能障害
 ● 高血圧症 ● 消化器系障害
 ● 心臓病 ● 尿糖平血
 ● 糖尿病

口内洗浄液・うがい液、口臭スプレー等

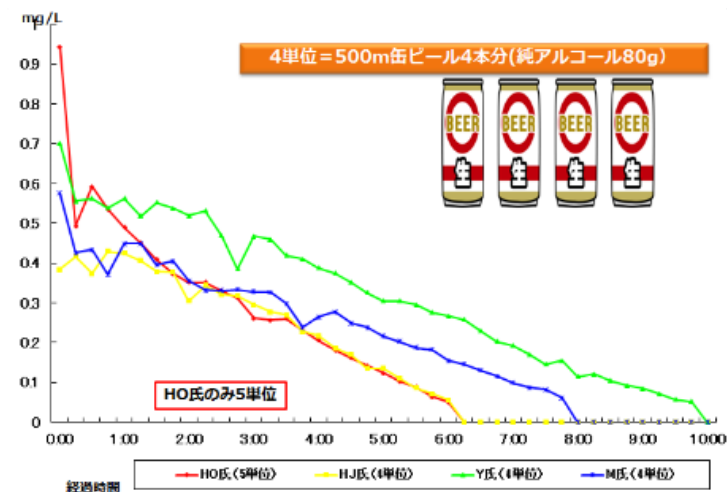
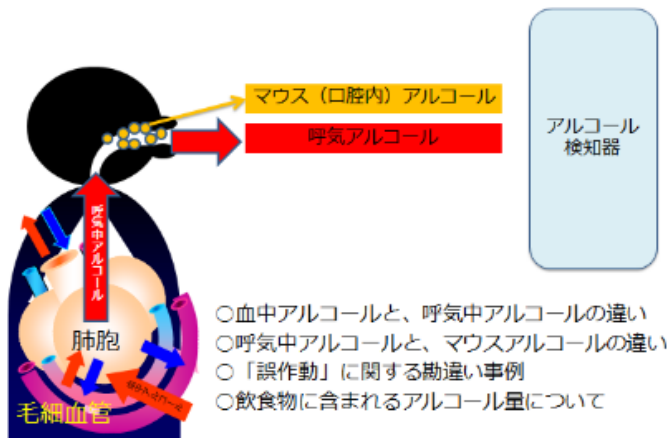
果物・ドライフルーツ

飲食物による検知は、口をすすぐことで防げます!!

日常点検のお願い
アルコール検知器を「常時有用に維持」するために、「日常点検の実施」が定められています。安心してご使用いただくために、「少なくとも週1回以上」の点検をお願いいたします。

資料提供: アルコール検知器協賛会

「測る対象」に関する啓発



検知された。誤作動？ 手順違反？

検知器を使用する場合の留意事項

基本運用方法 (参考)アルコール検知器協議会アルコール検知器検定制度

【検知器の使用】

- ①アルコール検査前は飲食、口腔内の影響を避けるため、検査前には必ずうがい(口ゆすぎ)を行うこと
- ②飲食後から検査までの時間は各メーカーの指示に従うこと(例:検査約15分前は飲食禁止)
- ③アルコール検査前は手指洗剤、制汗シート等アルコール成分を含むものの使用を控えること

【検知器の管理】

- ①アルコール検知器のお手入れについては、やわらかい布などで乾拭きしてください。(水やアルコール成分を含んだものは使用しないで下さい)
- ②アルコール検知器を保管および使用する際は、消毒液商品に代表されるような高濃度アルコール成分等が含まれない室内環境(におい等も含む)で、かつ高温多湿ではない、清浄空気中で行うこと

※アルコール検査で数値検知された場合の対応例

- ①結果に疑義がある場合、第三者が当該検知器で測定を行う(検知器の問題かどうかチェック)
→0.00mg/Lであれば機器の問題ではないと判断可能
→数値表示した場合は③へ(異なる検知器での再測定)
- ②うがい(口ゆすぎ)をして一定時間後再計測を行う
→メーカーの指示通りに行うこと
- ③異なる機体で検査実施→第三者が0.00mg/Lであることを確認する
(機器の正常動作を事前に確認)
→その後数値表示した当事者がアルコール検査を行う、0.00mg/Lであれば社内規定に準ずる
→数値表示した場合は再度測定するかは社内規定に従う

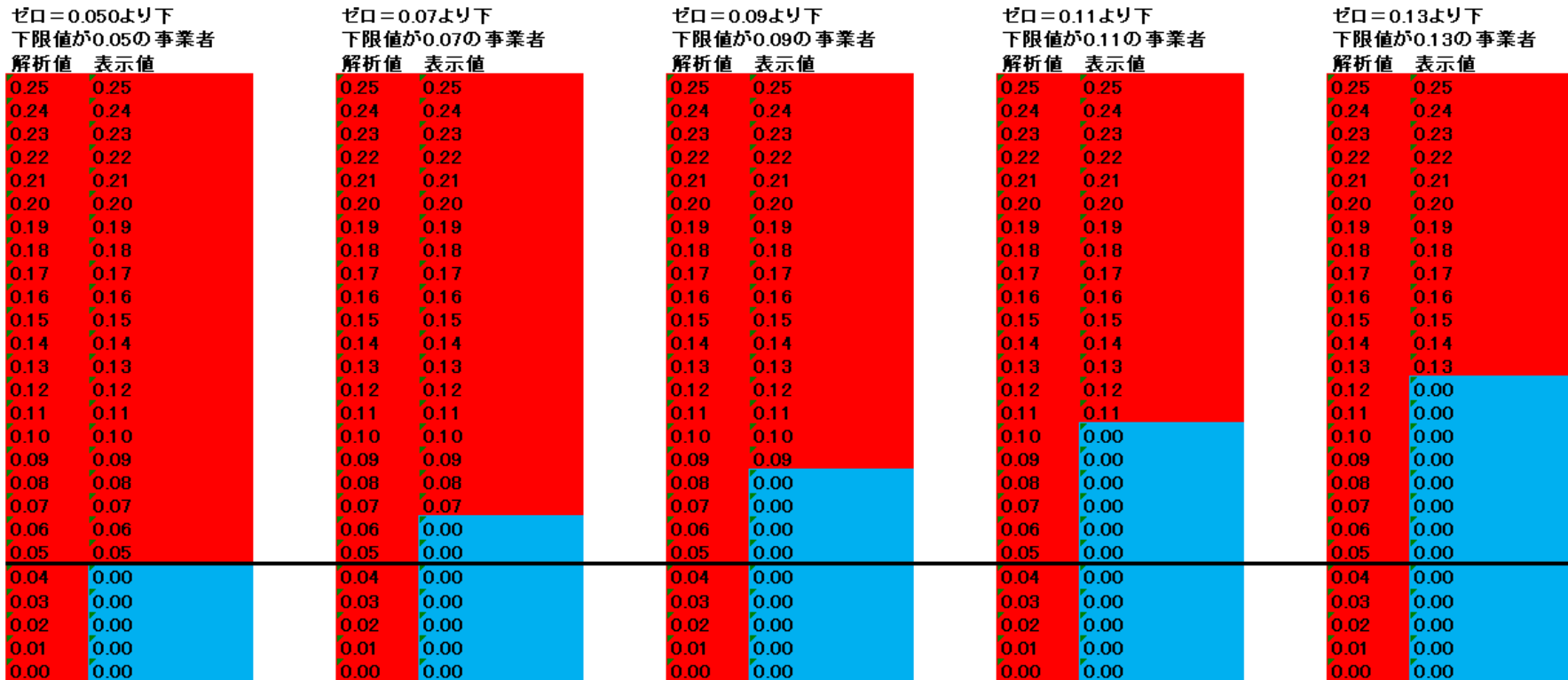
○アルコール検知器については、検知誤差や空気中および口腔内のアルコールの影響を考慮し、呼気中アルコールを検知する閾値(例えば0.05mg/l以上)が設定されています。

○通常の飲食の後でも、少し時間をおけば、必要以上に恐れる必要はありません。

資料提供:アルコール検知器協議会 60

技術的な補足事項

アルコール検知器の「下限値」と、0.00mg/lの定義について



青は、マスキング範囲（実施は解析値があっても、0と表示させる仕様）
 マスキング範囲が広い（上限に近づく）と、残酒ゾーンが見えなくなる = 検出事業者が少なくなる可能性が高くなる

「数値の単位は0.01mg/L以下であること」

(2)アルコール検知器

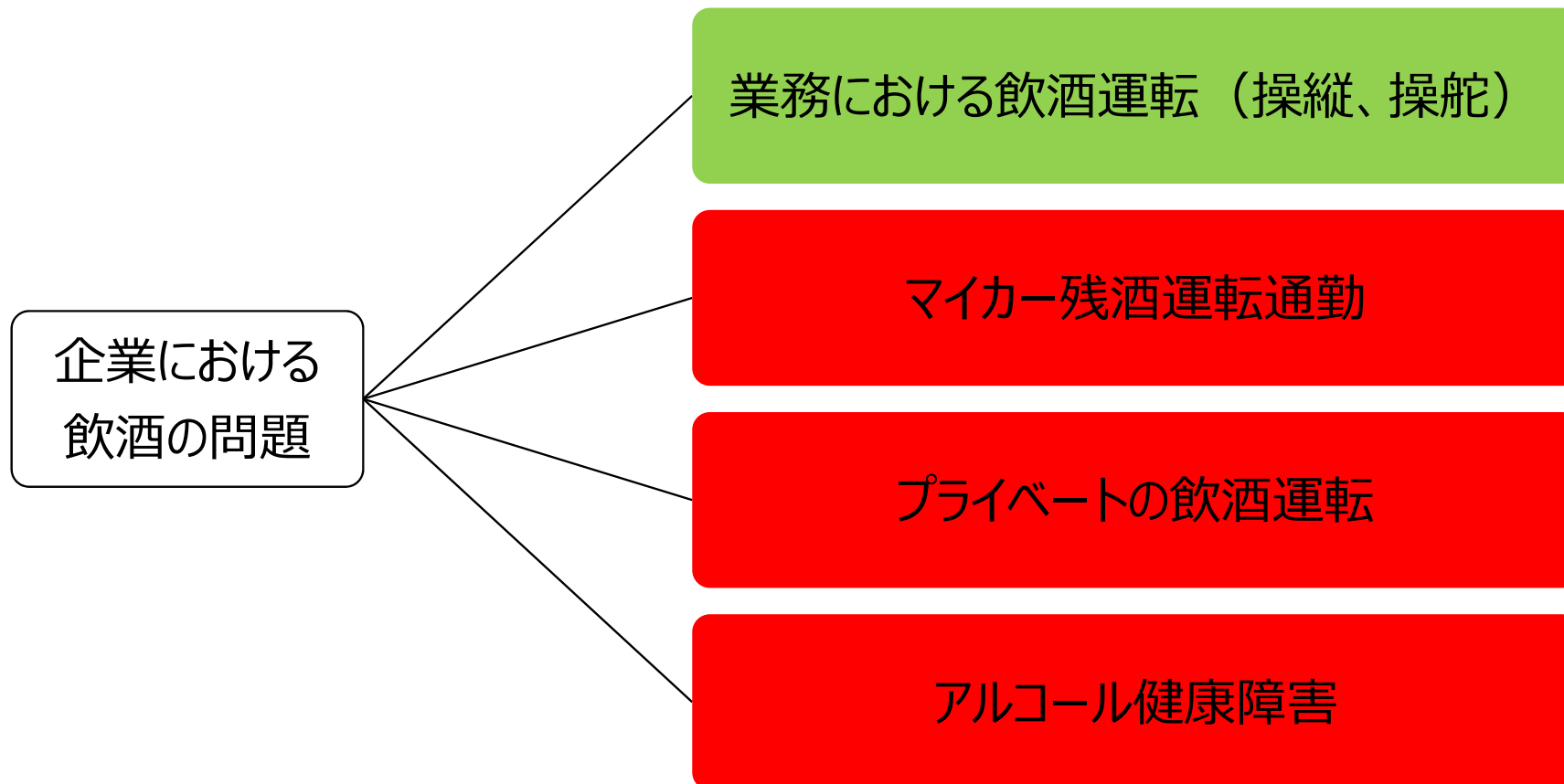
検査に使用するアルコール検知器は以下の仕様を満たすこと。

a 一定の呼気量をもとにアルコール濃度を測定し数値を表示できること。

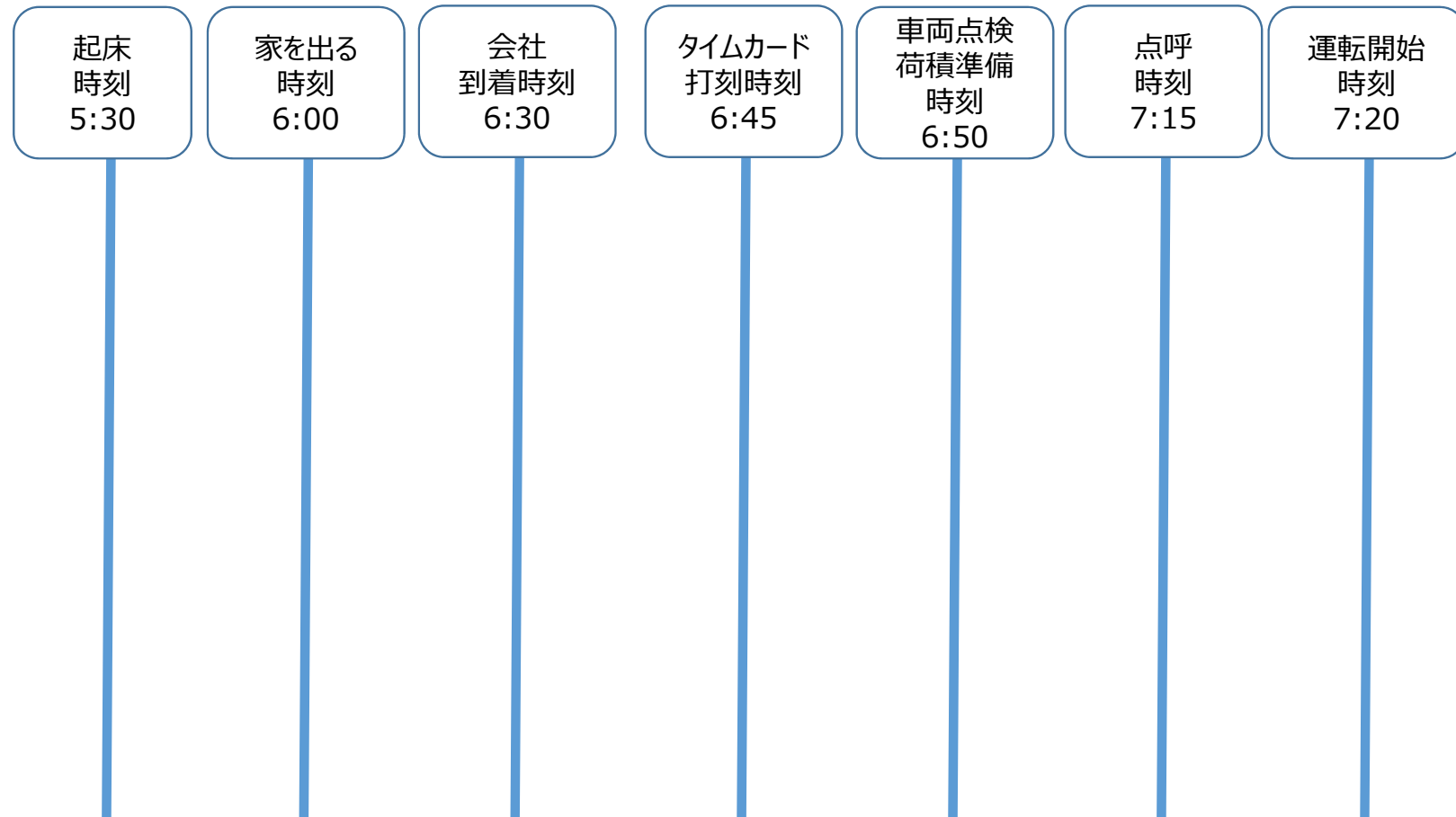
b 表示するアルコール濃度の数値の単位は0.01mg/l以下であること。

JB10001-2017で許容していない「目量」					JB10001-2017が許容している「目量」		J-BAC規格では「目量」という 俗称「分解能」とも言う
航空局 「単位が0.01mg/L以上である」					航空局 「単位が0.01mg/L以下であること」		
NG 機種A	NG 機種B	NG 機種C	NG 機種D	NG 機種E	OK 機種F	OK 機種G	
1.5	0.5	0.2	0.1	0.05	0.01	0.001	
30	20	12	1.1	0.60	0.00 (上限省略)	0.000 (上限省略)	
20	15	12	1.1	0.55	0.15	0.095	
10	10	10	1.0	0.50	0.14	0.094	
		0.8	0.8	0.45	0.13	0.093	
		0.8	0.8	0.40	0.12	0.092	
		0.7	0.7	0.35	0.11	0.091	
	0.5	0.6	0.6	0.30	0.10	0.090	
		0.6	0.5	0.25	0.09	0.089	
		0.4	0.4	0.20	0.08	0.088	
		0.3	0.3	0.15	0.07	(省略)	
		0.2	0.2	0.10	0.06	0.051	
		0.1	0.1	0.05	0.05	0.050	
0.0	0.0	0.0	0.0	0.00	0.00	0.000	
					(0.04)	(0.049)	下限値以下
					(0.03)	(0.048)	
					(0.02)	(0.047)	
					(0.01)	(0.046)	
						(0.045)	
						~	
						(0.001)	

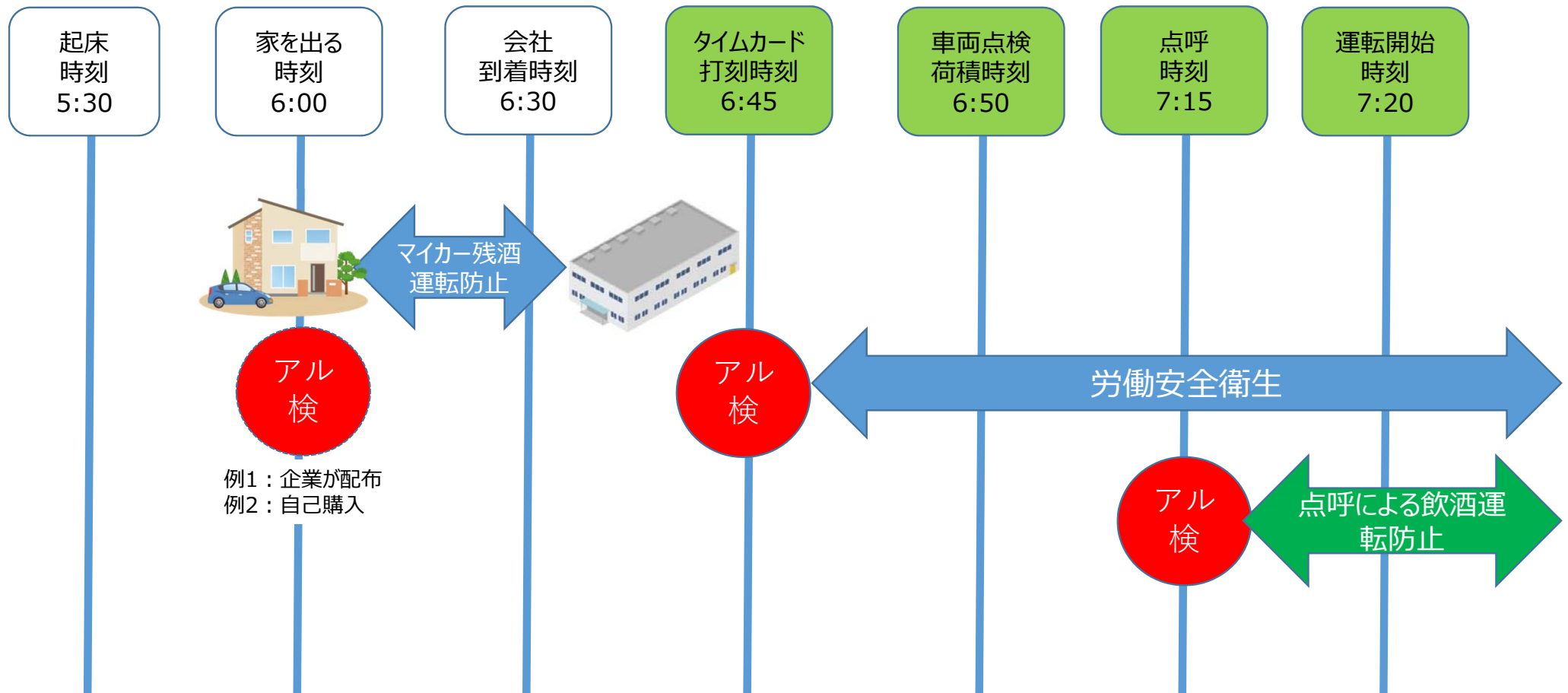
個人に立ち入らずに、達成できるのか？



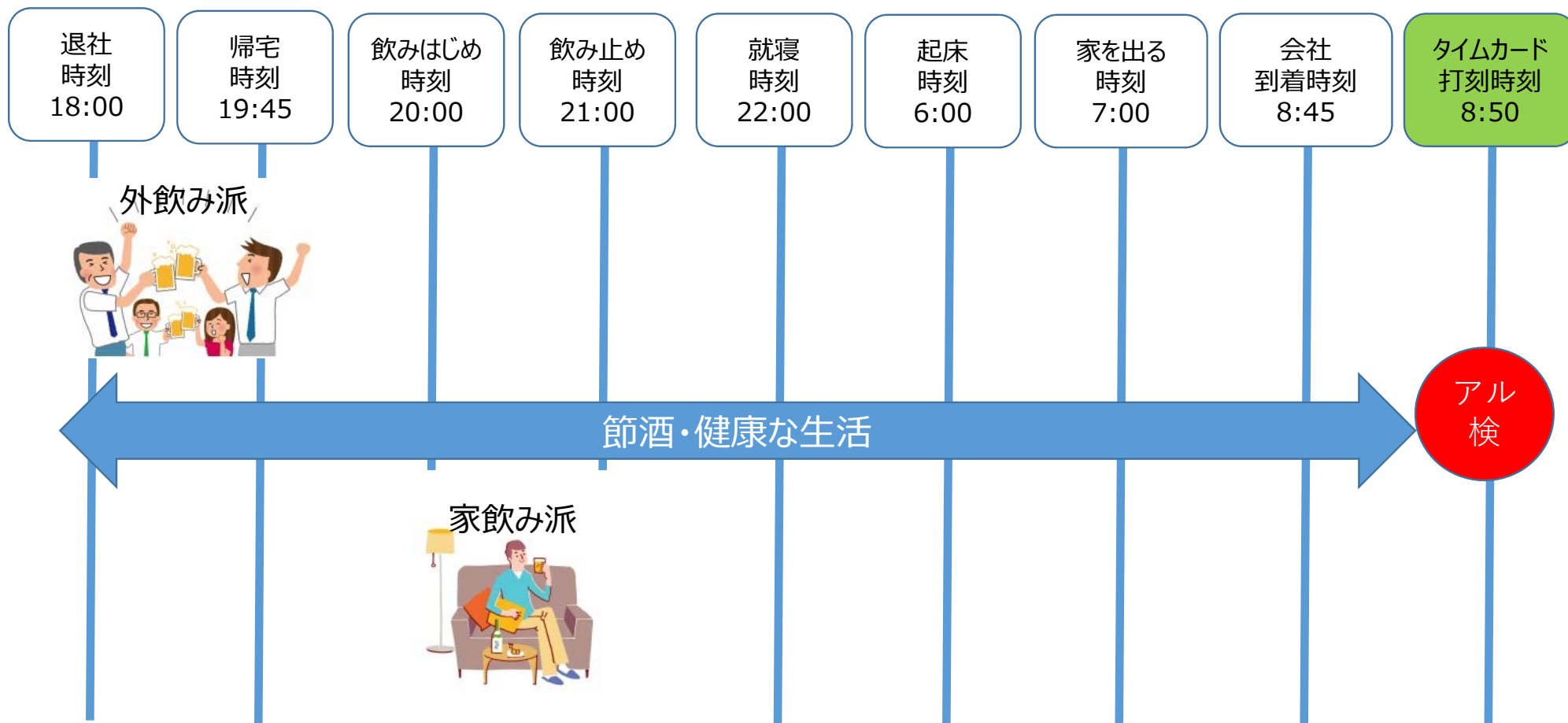
アルコール検査時刻と、防止・抑止のメカニズム



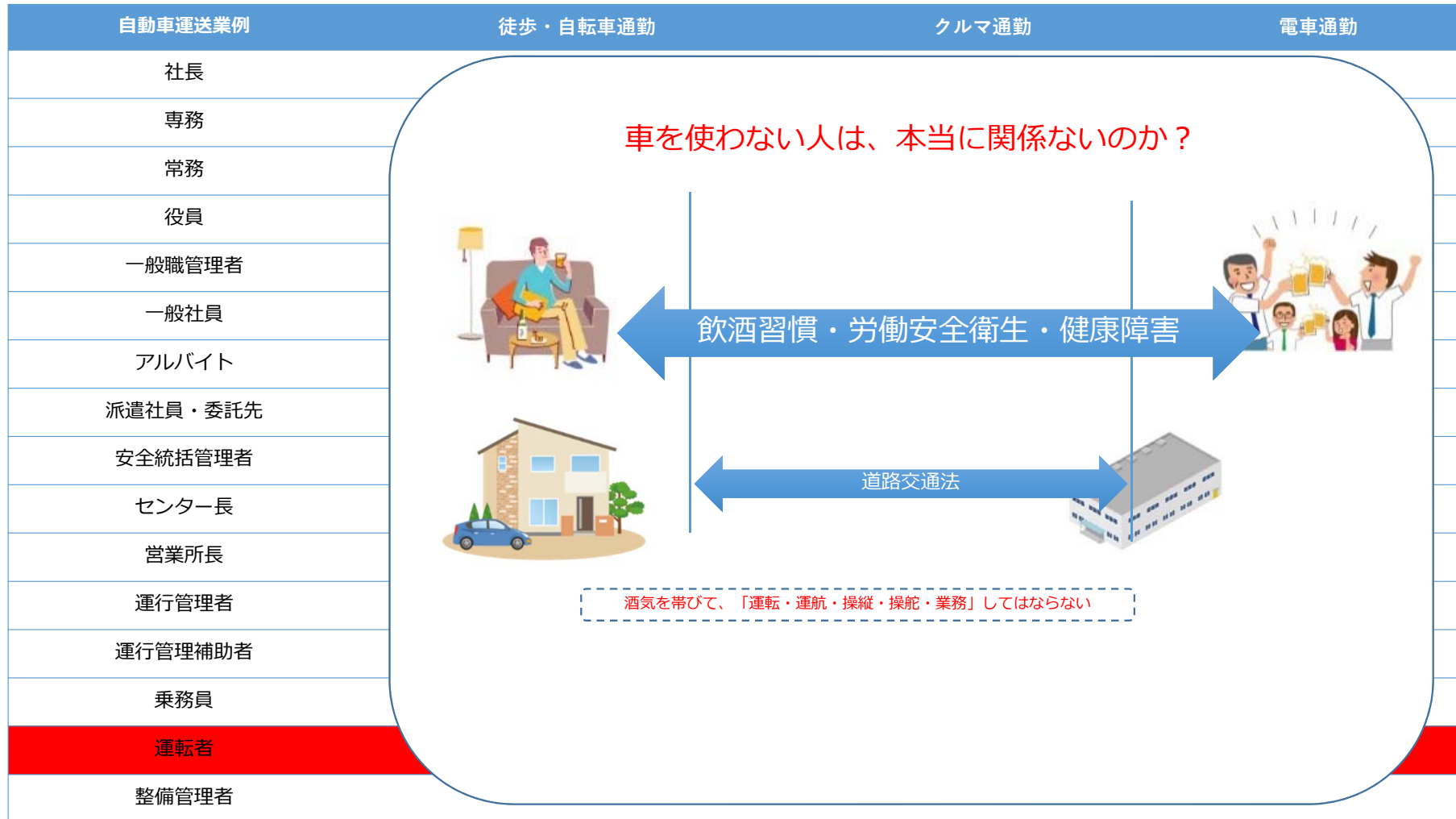
「マイカー残酒通勤」を防ぐために



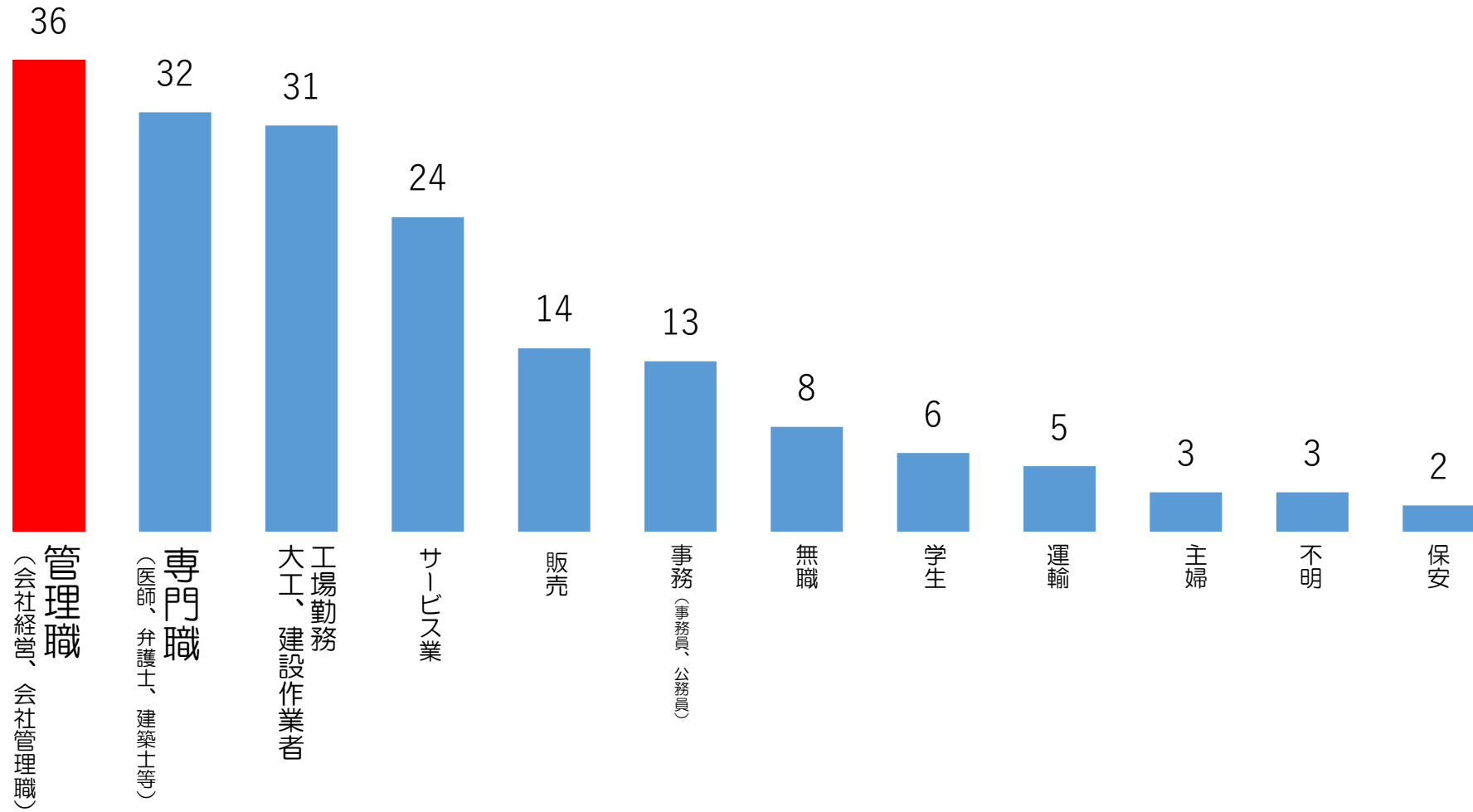
全社員×出勤時（運転と関係なく）



都市圏の飲酒者が、心配



飲酒運転者 177人の職業ワースト1は？



参考
海外アルコール検知器事情
(アジア)

台北バスターミナル（乗客の目の前で・・・）



台北のバス企業の、点呼場、血圧計もある



台灣：トラック企業

アルコール検知器と、血圧計



- 鴻奇公司簡介
- 鴻奇公司沿革
- 鴻奇公司經營理念
- 鴻奇公司組織
- 專業團隊
- 鴻奇公司位置
- SQAS評鑑合格證書
- 電子磅秤灌裝系統
- ADR電路防燃油罐車
- 駕駛員健康管理
- GPS與DVR行車記錄器
- 台灣LPG品質試驗報告

駕駛員健康管理

為加強駕駛員健康管理，鴻奇公司已使用磁道式電子血壓計與醫用酒精測試器，並要求所有司機出車前與回廠後需至辦公室進行酒測與血壓量測，司機量測後需將量測記錄附貼於行車檢查表中供調度人員檢查與稽核；調度人員也會對駕駛員外觀檢視，並詢問是否疲勞精神不佳或感冒發燒等管制。

管制時機：出車前與回廠後。
管制標準：酒測管制值為0毫克/公升、血壓管制值為180mmHg以下。
管制條件：超過管制標準值不得取車鑰、不得灌裝成品與出車。



上海、かなりシステム化されている

